案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
生涯スポーツ振興業務委託	令和6年4月1日	(公財)神戸市ス ポーツ協会		本業務は、市民スポーツ振興事業についての特定の技術や知見ノウハウ、実績、ネットワークを活用できる者と契約しなければ、契約の目的を達成できず、競争入札に適さないため、その性質又は目的が競争入札に適しないことから、随意契約を締結する。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	文化スポーツ局スポー ツ企画課 (版: 322-5819)
神戸市立博物館画像提供業務		株式会社DNP アートコミュニ ケーションズ	2, 800, 000	本業務は平成26年度下半期より平成31年度まで、公募型プロポーザル方式による委託を毎年度実施したが、企画提案書を提出し、本業務を受託した者は、現在の契約相手方1社の状況が続いた。上記業者は東京国立博物館や福岡市博物館、ルーヴル美術館など国内外の主要博物館の同業務を受託しており、相乗効果による利用料徴収も見込まれる。上記業者と契約しなければ、適切な業務遂行と安定した利用料収入を達成することは困難であることから、随意契約を締結する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	文化スポーツ局博物 館学芸課 (Ia: 391-0035)

神戸ゆかりの美術館管理等委託業務	令和6年4月1日	神戸新聞地域創 造・神戸新聞事業 社共同事業体 代表団体 株式会社神戸新聞 地域創造	41, 642, 000	ゆかりの美術館は、ファション美術館のフロアーの一部を転用したため、エントランス、来館者用トイレ等が共用であり、光熱水費の使用、空調・電話設備、監視システムなどが同館と分離できない。 そのため、清掃・警備・電話保守、共用設備・機械の管理補修、建築物設備点検などはファション美術館と一体的に行う必要があり、またその方が効率的である。以上の理由により、神戸ファッション美術館の指定管理者である神戸新聞地域創造・神戸新聞事業社共同事業体の代表団体である株式会社神戸新聞地域創造に委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	文化スポーツ局博物館小磯記念美術館神戸ゆかりの美術館 (Tal: 858-1520)
女子サッカー振興事業	令和6年4月1日	アイナックフット ボールクラブ株式 会社		アイナックフットボールクラブ株式会社は、市民球団「INAC神戸レオネッサ」の運営会社であり、以下の理由により、本事業を実施できる唯一の事業者であることから、随意契約を締結する。 1. WEリーグ戦への市民招待等の観戦事業の実施により、市民に「みる」スポーツの楽しさを知ってもらうことができる。 2. WEリーグで活躍する選手が多数在籍しており、女子サッカー選手を活用したサッカークリニックや学校訪問事業により子ども達に夢を与える事業を展開できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	文化スポーツ局ス ポーツ企画課 (Ta: 078-322- 5309)

市民スポーツ振興事業 (ヴィッセル神戸)	令和6年4月1日	楽天ヴィッセル神 戸株式会社		楽天ヴィッセル神戸株式会社は、市民球団「ヴィッセル神戸」の運営会社であり、以下の理由により、本事業を実施できる唯一の事業者であることから、随意契約を締結する。 1. 多数の公認指導者等が在籍しており、これらの専門家を活用したサッカークリニックや市民講座を実施できる。 2. Jリーグ戦への市民招待等の観戦事業の実施により、市民に「みる」スポーツの楽しさを知ってもらうことができる。 3. クラブに所属するプロ選手の学校への派遣により、子ども達に夢を与える事業を展開できる。また、地域イベントへのマスコットキャラクター等の派遣を通じて、地域活性化に資することも出来る。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	文化スポーツ局ス ポーツ企画課 (Tal: 078-322- 5309)
いぶきの森球技場一般開放及び施設管理・運営業務	令和6年4月1日	楽天ヴィッセル神 戸株式会社	10, 872, 360	1. 「いぶきの森球技場」については、市民球団「ヴィッセル神戸」の練習場として利用するため、楽天ヴィッセル神戸㈱と市は賃貸借契約を締結し、同社に貸し出している。 2. 球技場の一般利用はヴィッセル神戸の練習やその他の事業との利用調整が必要なことから球技場の利用状況についてリアルタイムで管理できる同社のみが、一般利用受付及び利用調整を実施できる。また、ハード面についても、同社が通常実施する管理・運営と併せて行うことで、より効率的・経済的に実施することができる。 3. このほか、同社は市民球団「ヴィッセル神戸」の運営事業者であることからチームを活用した事業の実施を決定できる唯一の団体である。 以上より、本事業を実施できるのは同社のみである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	文化スポーツ局ス ポーツ企画課 (Tal: 078-322- 5309)

ラグビー振興事業	令和6年4月1日	株式会社神戸製鋼 所 ラグビーセン ター	4, 000, 000	本業務は、下記事業を実施予定であるが、これら事業を実施することができるのは、市民球団「コベルコ神戸スティーラーズ」の運営会社である(株)神戸製鋼所ラグビーセンターのみであることから、随意契約を締結する。 ①ジャパンラグビーリーグワン「コベルコ神戸スティーラーズ」のホームゲームにおける市民向け各種観戦会や、観戦会の開催に合わせたPRを実施することによる「観る」スポーツの振興。②まちの賑わい創出を図ることを目的とした、駅前広場等のまちなかでのスポーツイベントの実施。 ③ジャパンラグビーリーグワン「コベルコ神戸スティーラーズ」のホームゲームでのスタジアム大型ビジョン等を活用した市政PRの実施。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	文化スポーツ局ス ポーツ企画課 (Tal: 078-322- 5309)
史跡五色塚古墳他管理業務	令和6年4月1日	特定非営利活動法 人 輝かすみが丘	9, 405, 600円	五色塚古墳は神戸を代表する貴重な歴史遺産として、適切に管理・運営を行う必要がある。これには文化庁の報告書にもあるように、地域と行政が連携して継続的に協働実施されることが望ましい。 当該団体は地域住民で構成され、小学校や地域の他団体と連携し、五色塚古墳を活用して地域に密着した活動を積極的に実施してきた実績があり、史跡の景観向上にも寄与してきた。以上のように、当地域において、地域住民に密着して史跡の活用ができ、なおかつ史跡の十分な管理を行うことができる団体は他にはないことから、随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	文化スポーツ局文化 財課 (Tal: 322-5799)

三宮プラッツの賑わい創 出事業	令和6年4月1日	株式会社トーハク	10, 035, 388	(㈱トーハクは、「三宮プラッツ活用事業者募集にかかる公募型プロポーザル」において、三宮プラッツ活用事業者選定委員会により、三宮プラッツの企画・経営・運営体制等に相応しいと判断、選定された事業者であり、その活用期間は最長5年(令和9年3月31日)までとなっている。 (㈱トーハクは令和4年度の期間における活用事業の実施にあたり、関係機関との調整、イベント実施時の安全確保等に関し、問題なく業務を遂行し、数多くの個人、団体へ働きかけることで新たに関係を築き上げ、日常的にイベントを開催した結果、令和5年度は12,000人を超える来場者があったという実績を有している。令和6年度の本委託事業を迅速かつ円滑に業務を履行するにあたり、当該空間の運用に精通し、三宮プラッツにおけるまちの賑わい創出について、知識とノウハウを有し、令和5年度の活用・運営状況も良好であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	文化スポーツ局文化 交流課 (Ta:078-322- 5165)
神戸市スポーツ情報サイト「KOBE SPORTS WEB」管理運営業務に係る委託契約	令和6年4月1日	株式会社ユーシス テム		本業務は、サーバやドメインの保守管理、コンテンツの追加・修正に伴うデザインの修正やCMSの再構築を行う業務である。上記業務を遂行するには、サイトの詳細な仕様を理解している必要があることから、当該サイト構築事業者と随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	文化スポーツ局ス ポーツ企画課 (Ta: 078-322- 5309)

新・神戸文化ホール整備の 設計等・管理運営計画策定 支援業務	令和6年4月1日	(公財) 可児市文化 芸術振興財団	1, 230, 000	運営の宝教経験があり 無台芸術等に特通した特定の技術・知目	文化スポーツ局文化 交流課 (瓦:078-322- 6490)
新・神戸文化ホール整備 の設計等・管理運営計画 策定支援業務	令和6年4月1日	熊井一記		本業務は新・神戸文化ホールの整備(令和9年度予定)に向けて、基本計画をもとに管理運営計画の検討業務などに対する専門的・技術的助言、ホール運用に関する調査・分析等を委託するものである。 本委託事業を履行するにあたっては、新しいホールの立ち上げや、実際のホール運営に関与した経験、及び他の劇場、音楽堂等との幅広いネットワークに基づいた業務支援を求めている。加えて、令和6年度の業務を迅速かつ円滑に開始するにあたっては、今後の新・神戸文化ホールの整備に向けた業務であるという性質上、これまで一連の新・神戸文化ホールの設計や管理運営計画にかかる検討状況や経緯について高度な理解が不可欠である。 上記の条件に合致する者は当該候補者しかいないため、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	文化スポーツ局文化 交流課 (瓦:078-322- 6490)

旧生田文化会館施設管理業務	令和6年4月1日	関電ファシリ ティーズ株式会社	2, 422, 860	ない。 ・本業者は、これまで生田文化会館の施設管理業務を指定管理者	文化スポーツ局文化 交流課 (Ta: 078-322- 6495)
---------------	----------	--------------------	-------------	--------------------------------------	--

とが不可欠である。   とが不可欠である。	マンス(バスキング
-----------------------	-----------

新・神戸文化ホール整備 にかかる設計等・管理運 営計画策定支援業務	令和6年4月1日	有限会社空間創造研究所	23, 364, 000	委託先候補については、令和5年度の「新・神戸文化ホール整備にかかる設計・管理運営計画策定等支援業務」において、専門的・技術的助言等で非常に有効な役割を果たした。令和6年度の支援業務を迅速かつ円滑に実施するにあたっては、これまでの一連の新・神戸文化ホールの設計や管理運営計画にかかる検討状況や経緯について高度な理解をした上で今後の新・神戸文化ホールの整備に向けて業務を行っていただくことが必要不可欠であるため、当該委託先候補と特命随意契約を締結するものである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	文化スポーツ局文化 交流課 (Ta: 078-322- 6490)
神戸市立博物館インフォ メーション業務	令和6年4月1日	日東カストディア ルサービス (株) 神戸支店	13, 035, 066	本業務の遂行には洗練された接客対応能力を有した委託先と契約しなければ契約目的が達成されない。 当該業務については、前年度に当該事業者と委託契約を締結していたが、博物館では前年度に引き続く特別展会期中であるため、委託業者の交代が困難であることから、随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	神戸市立博物館管理課 (1a:078-391-0035)

ブランチ神戸学園都市に おける「予約図書受取 コーナー」業務委託	令和6年4月2日	認定NPO法人コ ミュニティ・サ ポートセンター神 戸			文化スポーツ局中央 図書館総務課 (瓦:078-371- 3351)
図書館システムへのMKID 方式導入関連対応業務	令和6年5月13日	富士通Japan株式 会社兵庫公共ビジ ネス部	3, 923, 400	及からの5年突約で上位ングナムである凶青期業務シグナムの徒快  と運用保守を行っている宮土通Tanan株式会社丘庫公共ビジネス部	文化スポーツ局中央 図書館総務課 (瓦:078-371- 3352)

VPNソフトウェア保守終 了に伴うVPNルータ導入 に関する業務委託		(株)ニッセイコム	4, 142, 600	本業務は、あじさいネット業務端末を利用できるよう環境設定を 委託する業務である。 本業務を遂行するためには、同システムの設定環境情報等にかか る知識や運用ノウハウを熟知している必要があり、当該環境を構 築した委託事業者しか本業務を行うことは困難であることから、 随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	文化スポーツ局ス ポーツ企画課 (Ta: 078-322- 5027)
大人数フルートアンサン ブル企画運営業務	令和6年6月7日	一般社団法人ク レッシェンドシス テマ	4, 400, 000	の演奏指導等を担当しており、今回の業務を任せることに適して いる人物である。	文化スポーツ局文化 交流課 (Ta: 078-322- 5165)

兵庫県指定重要有形文化 財「西尾家住宅」調査報 告書にかかる調査業務	· 令和6年6月14日	一級建築士事務所 仕立建築舎	1, 331, 000	文化財建造物、とりわけ「西尾家住宅」の調査、知識、経験を有する一級建築士兼ヘリテージマネージャーに委託する必要があり、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	文化スポーツ局文化 財課 (Ta: 322-5798)
中央図書館電動集密書架改修業務	令和6年6月17日	日本ファイリング株式会社大阪支店		既設メーカーの独自技術に基づき設計施工された電動書架の改修である。対象の電動書架は設置から44年を経過しており、メーカーの推奨する更新年を超過しており、故障リスクが高まっているため、予防保全の観点から大規模改修を行う。本業務は、劣化が少なく引き続き使用可能な部位は流用することとしており、部分更新を行うことで、作業による電動書架の停止期間を極力短縮し、施設運用に与える影響を最小限にする。なお、流用する部位は、電動書架本体やガイドレール等であるが、電動書架を円滑に作動するためには、改修部位(駆動装置、制御プログラム、安全停止バー等)と既設部位との機械的整合が重要である。また、改修後の運転中におけるシステム性能の保証も重要であり、上記内容を保証できる施工は、既設メーカーである上記業者でなければ不可能であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	文化スポーツ局中央 図書館総務課 (瓦:371-3351)

自然の家キャビン施設改 修工事に係る業務	令和6年6月27日	六甲アウトドア・ エデュテインメン ト共同企業体	22, 799, 548	委託先候補者は、リニューアル及び10年間の施設運営について提案を求めた令和4年度指定管理者公募において選定された事業者であり、令和5年度に神戸市立自然の家リニューアル工事に係る業務事業契約(以下、「前契約」という)を受託、施工している。キャビン施設改修工事に係る業務事業契約(以下、「本契約」という)については、前契約の設計をもとに工事施工する他、前契約による設計以降に確認された、当初でいて、建物の追加調査・実測・設計を行う。また、前契約の設計から生じうる変更については、本契約の施工が完了するまでは引き続き、前契約第20条に規定する本市の必要があることから、本契約は前契約と一体の関係にある契約を正式が完全に対する設計変更の請求・提案の権利を担保する必め、前契約委託先を本契約の相手方としないと施行が不完全になるため、その性質又は目的が競争入札に適しない。(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	文化スポーツ局ス ポーツ企画課 (Ta: 078-322- 5284)
王子スポーツセンター駐 車場出入口整備工事業務	令和6年6月27日	一般財団法人 神戸住環境整備公 社	25, 894, 000	また、当該施設に関して、これまで現場の状況や施設管理者との 調整事項も熟知しており、本業務を遂行していくために必要な知	文化スポーツ局ス ポーツ企画課 (Ta: 078-322- 5598)

ポートアイランドスポー ツセンター再整備検討調 査業務委託	令和6年7月2日	みずほリサーチ& テクノロジーズ株 式会社	7, 920, 000	文化スポーツ局ス ポーツ企画課 (Tel: 078-322)
令和6(2024)年度 旧山口邸庭園調査業務	令和6年8月1日	一般財団法人 建築研究協会	5, 819, 000	文化スポーツ局文化 財課 (配:322-5798)

北須磨文化センタープー ル棟屋上防水改修工事設 計業務	令和6年8月26日	一般財団法人神戸住環境整備公社	4, 462, 000	公共工事の品質確保の促進に関する法律第21条の規定により、公共工事の発注者については、公共工事に関する専門的な知識・経験を有するとともに、法令の遵守、秘密の保持、また公正性を備えた者を選定する必要があり、建築住宅局に依頼したところ、業務過多のため本件業務を執行することが困難であり、一般財団法人神戸住環境整備公社を活用するよう回答があった。本市の外郭団体である一般財団法人神戸住環境整備公社は、法令遵守、事業で性・中立性等を確保でき、法の要件を満たしており、公共事業である施設の発注から完成発注、監理、検査まで一連で業務を行え、その実績も豊富である。また、当該施設に関して、これまで現場の状況や施設管理者との調整事項も熟知しており、今回の業務を遂行していくための必要な知識と能力を兼ね備えた唯一の団体であることから、同公社に委託を行う。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	文化スポーツ局文化 交流課 (Ta: 078-322- 6495)
ハーバージャズナイト開催事業	令和6年9月30日	㈱ラジオ関西	2, 500, 000	「ハーバージャズナイト」は、昨年の神戸ジャズ100 周年記念事数の重とかられた機運を継続し、次の100 年につないでいくたの低いでいくたののとった機運を継続し、次の100 年につないでいくたの街・本で盛り上がった機運を継続し、次の100 年につないでいくたの街・本で高り上がったのひとったあり、当企画を通じて「ジャズに開りませるととで、市が推進しているようととで、市が推進いうものではよのである。はに「ジャズの街神戸」ともで「ジャズの街神戸」ともに「ジャズの街神戸推進協議会」のの会員員であり、はとした「ジャズの街神戸推進協議会」の会員員であり、日間協議く、関西一社はけでならいるといる。とした「ジャズの街神戸推進協議会」でで幅はなく「シャズの街神戸推進協議会」とした「ジャズの街神戸推進協議会」とした「ジャスの街神戸が、同時をとしてができると関でもはは、大きにおいている。といるといる。といるといるには、エに同時では、「ラジオ関の一においての方ととができるとすった。」といるといるには、「ラジオ関の一に対している。当該事業を与いてのである。は、大きにおいて、大きにおいて、大きにおいて、大きにおいて、大きにおいて、大きにおいて、大きにおいて、大きにおいて、大きにおいて、大きにおいて、大きにおいて、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには	文化スポーツ局文化 交流課 (Ta: 078-322- 5166)